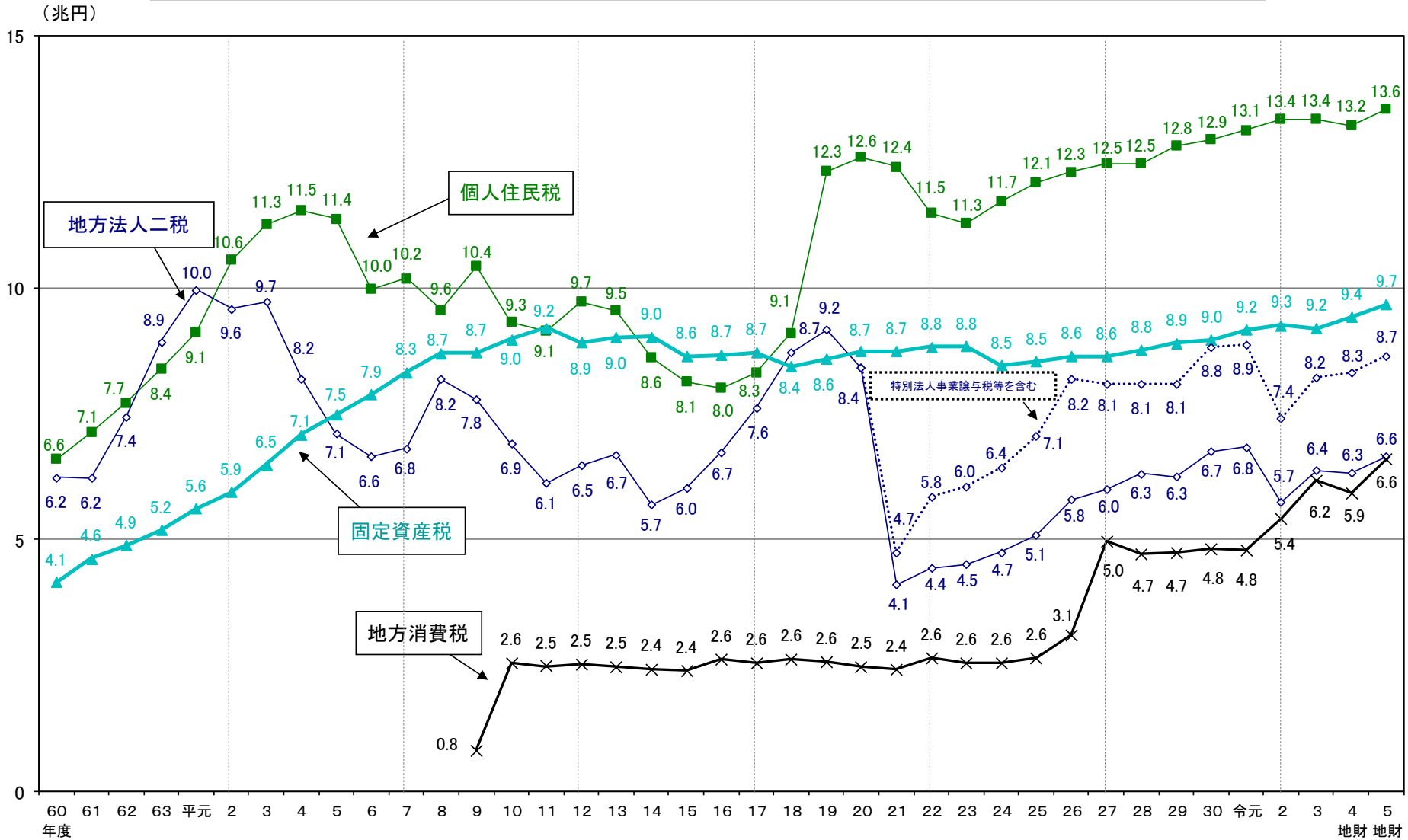


主要税目（地方税）の税収の推移



- (注) 1. 表中における計数は、超過課税等を含まない。
 2. 令和3年度までは決算額、令和4、5年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を加算した額である。